

右京区まちづくり支援制度

～ 地域力向上枠 平成30年度募集のご案内 ～



[募集期間]

4月2日(月)～5月25日(金)

※申請前に必ず事前相談(5月18日(金)まで、要予約)をお願いします。

今年度の地域力向上枠は、第2期募集は行わず、
当該募集のみですので、ご注意ください!

○ 右京区まちづくり支援制度とは…

地域の皆様の自発的・主体的なまちづくり活動を助成金などで支援します。

地域コミュニティの活性化や地域課題の解決等、まちづくり活動をやってみたいけど資金が足りない、活動の幅を広げたい。そんな思いをお持ちの団体・グループの方に、ぜひ活用していただきたい制度です。

○ 制度説明会を開催します!

制度概要と申請方法についての制度説明会を実施します。申請をご検討中の方は、ぜひご参加ください。

日時 平成30年5月11日(金) 午後6時～8時(交流会を同時開催)

場所 右京区役所1階 右京区民まちづくり交流拠点(MACHIKO)

申込み 開催日の2日前までに、「9 事前相談予約・提出・問合せ先」へご連絡ください。

※ 制度説明後、団体同士の交流会を開催します(終了予定時刻:午後8時)。

※ このほか、毎週金曜日(13～17時)には、まちづくりコンシェルジュが事業の相談に応じますので、お気軽にお越しください(場所:右京区役所1階 MACHIKO, 予約不要)。

相談はメールでも受け付けています(まちづくりコンシェルジュ山田 ukyomachiko@gmail.com)。

1 支援メニュー一覧

支援は1年単位です。2年目に支援を希望する場合は、翌年度に再度申請、審査を受けていただきます。

○ 資金面での支援

区分	交付率 (支援の対象となる経費の)	交付 上限額(※)	同一事業に対する 助成期間上限
一般型	1/2以内	50万円	2年まで
重点テーマ推進型(注1)	2/3以内	50万円	2年まで
地域モデル支援型(注2)	1/3以内	20万円	(3年目以降～)

注1 右京区が重点的に推進するテーマを設定し、そのテーマに沿った事業が対象。平成30年度は「地域に根付く暮らしの文化」や「明治150年に関連する右京区の歴史・文化」を発掘し、継承・発展させる事業をテーマに設定。

注2 同一事業に対する助成金交付の上限2年を超えて実施する事業のうち、他の地域団体、NPO等への活動の広がりが期待できるモデル性の高い事業に対する支援(28,29年度と2箇年続けて助成金の交付を受けていた団体が対象)。

※ 事業実施に当たり、北部山間地域等(京北・宕陰・水尾・高雄)での活動がある場合、公共交通機関の交通費について、上表の交付上限額に加え、5万円を上限として交付します(交付率:一般型1/2⇒2/3,重点テーマ推進型2/3のまま,地域モデル支援型1/3⇒1/2)。【条件がありますので、詳細はお問い合わせください。】

○ 広報面での支援

市民しんぶん右京区版（毎月15日発行、約77,500世帯に配布）や右京のまちづくりポータルサイト「右京ファンクラブねっと」、右京区のホームページやFacebook上での活動PR、また、サンサ右京1階MACHIKOでのポスター掲示やチラシ配架等を行うことができます。

○ 連携面での支援

採択された団体同士の交流・意見交換の機会や右京区のまちづくりを担う各種団体・企業等が参加する区民会議への参加など、団体同士を繋ぐ場を提供します。

2 対象となる事業

平成30年度中（平成30年4月～平成31年3月）に右京区内で実施する、次のいずれかに該当する事業です。

- ① 地域コミュニティの活性化につながる事業
- ② 地域の課題の解決に向けた事業
- ③ 歴史・文化・自然・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

地域の皆様が自ら企画・運営し、誰でも参加できる活動で、文化、食文化・食育、健康づくり、福祉、環境、子育て、安心安全、交通、観光など、地域に根ざしたまちづくり活動なら分野は自由です。

ただし、既に恒例となっている事業や営利活動及び宗教的・政治的な活動を目的とする事業は対象となりません。

3 対象となる団体

右京区内の身近な地域で活動を行う団体・グループが対象で、NPOやサークル、町内会など既に結成され、活動している団体だけでなく、これから活動しようとする団体・グループも対象となります。活動する地域が右京区内であれば、区内に居住されていない方が団体・グループに加入されていてもかまいません。

4 助成金の額

助成金は、まちづくり活動に要する経費（「5 支援の対象となる経費」）に、「1 支援メニュー一覧 - ○ 資金面での支援」の交付率をかけた、交付上限額以内の金額となります。自己資金は、会費や参加者からの参加費など、各団体・グループで確保してください。

また、右京区まちづくり支援制度と府・地域力再生プロジェクト支援事業交付金の両制度を利用することで、より少ない自己資金で事業を実施できる可能性があります（ただし、右京区助成金と府の交付金を利用することで、助成額の合計が支援の対象となる経費の5/6を超える場合は、右京区助成金の交付率を調整することがあります。）。

5 支援の対象となる経費

まちづくり活動の経費として、講師謝礼、旅費、委託料、備品購入費、事務的経費（会場使用料・資料作成費・消耗品費・郵便料金）などが対象となります。

ただし、支援の対象とならない経費もあります。対象外の経費は全額自己資金で賄っていただきます。

- | |
|---|
| <p>○ 支援の対象とならない経費</p> <ul style="list-style-type: none">・ 人件費（団体構成員への謝礼※）・ 事業全体を外部委託した場合の委託料・ 汎用性が高すぎる備品（パソコンなど）・ 会議での飲食費や参加者記念品代・ 団体・グループの運営に要する経費 等 <p>※ 専門性を有する場合のみ年5万円まで可</p> |
|---|

※ 備品について

汎用性が高すぎるもの（パソコンなど）は対象外とします。一律の判断が難しい場合は、各団体からの聴取り内容も踏まえ、個別具体的に判断します。

備品を購入した場合、減価償却期間中の処分（譲渡・売却等）の制限があります（交付決定後、誓約書を提出していただきます。）。

6 スケジュール

内 容	日 時	場所など
事前相談（必須／要予約）	4月2日（月） ～5月18日（金）	右京区役所2階 地域力推進室
制度説明会	5月11日（金）午後6時～	右京区役所1階 MACHIKO
申請書類提出	5月25日（金）必着	
プレゼンテーション（公開）及び 審査委員会（※）	7月下旬を予定	右京区役所5階 大会議室1
支援事業交付・不交付決定	7月中旬を予定 すべての申請団体に通知	
事業実施		
事業終了後、事業報告書を提出	事業終了後1箇月以内	右京区役所2階 地域力推進室
活動報告会（公開）で事業成果を発表	平成31年2～3月頃	

※ 公開の場で事業計画の内容について説明（プレゼン）していただきます。これを受け、審査委員会で審議を行い、その意見を踏まえて支援事業を決定します。

7 審査基準について

選考に当たっては、下表の観点から評価を行います。

審査項目	審査基準	区分（※）		
		一般	テーマ	モデル
事業内容の的確性	地域や社会が抱える課題を的確に把握しており、事業内容が課題解決に資するものである。	○	○	○
事業効果の期待度	地域への愛着や事業実施に対する熱意が感じられ、事業実施により、区民に効果が還元される公益性の高い事業である。	○	○	○
アイデア・モデル性	独創性や先進性、新規性が見られる取組である。	○	○	
取組体制・ 事業計画の具体性	事業実施に対する取組体制が充実しており、事業計画の内容が具体的で、実現可能な計画となっている。	○	○	○
事業効果の継続性	次年度以降、当該事業の発展的な実施等により、事業効果の継続が期待できる。	○	○	○
重点テーマの推進	重点テーマのいずれかの推進に大きく寄与すると認められる。 （重点テーマ） ① 地域に根付く暮らしの文化 ② 明治150年に関連する右京区の歴史・文化		○	
事業の磨き上げ	これまでの成果や課題を踏まえた工夫が見られる。			○
モデル性	他の活動団体への広がり期待できる、モデルとなるような事業である。			○

※ 一般型（一般）、重点テーマ推進型（テーマ）、地域モデル支援型（モデル）それぞれの審査項目に「○」を付けています。

8 提出書類(持参, 郵送, Eメールのいずれかにより提出してください。)

名称	様式	区分(※1)		右京区役所ホームページからのダウンロード
		一般・テーマ	モデル	
申請書	第1号	○	○	○
計画書	第2-1号	○		
計画書	第2-2号		○	
予算書	第3号	○	○	
事前着手届(※2)	第12号	必要に応じて提出		
連携・協力団体一覧図	第13号	○	○	
ロジックモデルシート	第14号	○	○	
役員名簿	任意様式	○	○	—
団体・グループの規約		○	○	

※1 一般型(一般), 重点テーマ推進型(テーマ), 地域モデル支援型(モデル)それぞれの提出書類に「○」を付けています。

※2 交付・不交付決定前に事業が終了している場合のみ, 提出が必要です。

9 事前相談予約・提出・問合せ先

京都市右京区役所地域力推進室 企画担当

〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町12番地

TEL: 861-1784 FAX: 872-5048

Eメール: ukyo@city.kyoto.lg.jp

ここが知りたい! まちづくり支援制度 Q&A

Q1 これまでどのような活動が支援されてきたのですか?

A1 障がい者スポーツ体験交流会の開催, 京北地域での地産地消をテーマにしたオリジナルメニューの開発, 自宅を開放した気軽な音楽会の開催, 子育て中の女性の活躍の場づくりなどのまちづくり活動を支援してきました。これまでの支援活動の詳細は, [ホームページ](#)でご覧いただけます。

Q2 ロゴマークは使用しなければならないのですか?

A2 まちづくり活動の輪を広げるため, 申請事業についてのチラシ, ポスターを発行する際は, 支援制度のロゴマークを使用してください。



※ 文化芸術マークの掲載について

京都市では, 東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年(2020年)に向け, 文化芸術による地域のまちづくりを推進しています。

文化芸術を通じて地域のまちづくりに取り組まれる事業については, 事業に関するポスター, チラシ, ホームページ等に「文化芸術による地域のまちづくり認定事業」のロゴマーク掲載にご協力ください。ご協力いただける場合, 区による活動支援に加え, 京都市文化芸術企画課による広報支援等を行います。

Q3 すでに事業を実施している場合も対象になるのですか?

A3 申請又は交付決定時にすでに事業を開始又は終了している場合でも, 今年度中の事業であれば対象になります。この場合, 対象となる経費についても今年度中のものに限りませのでご注意ください。

なお, すでに事業が終了している場合でも対象になりますが, 事前着手届の提出が必要になります。